

---

# 建築物のライフサイクルカーボンの削減 に向けた取組みの推進に係る基本構想

---

## 骨子案

令和7年1月

建築物のライフサイクルカーボン削減  
に関する関係省庁連絡会議 幹事会事務局

1. 建築物LCAの意義・目的
2. 目指すべき社会像とアプローチ
  - (1) 目指すべき社会像
  - (2) アプローチ
3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組み
  - (1) 建築物LCA制度の構築に向けた施策
  - (2) 算定に用いる原単位の整備
  - (3) 建築物ライフサイクルカーボンの表示に係る施策
4. 制度構築に向け留意が必要な事項
5. 建築物ライフサイクルカーボンの削減に向けたその他の取組み
6. 今後の検討/施策のロードマップについて

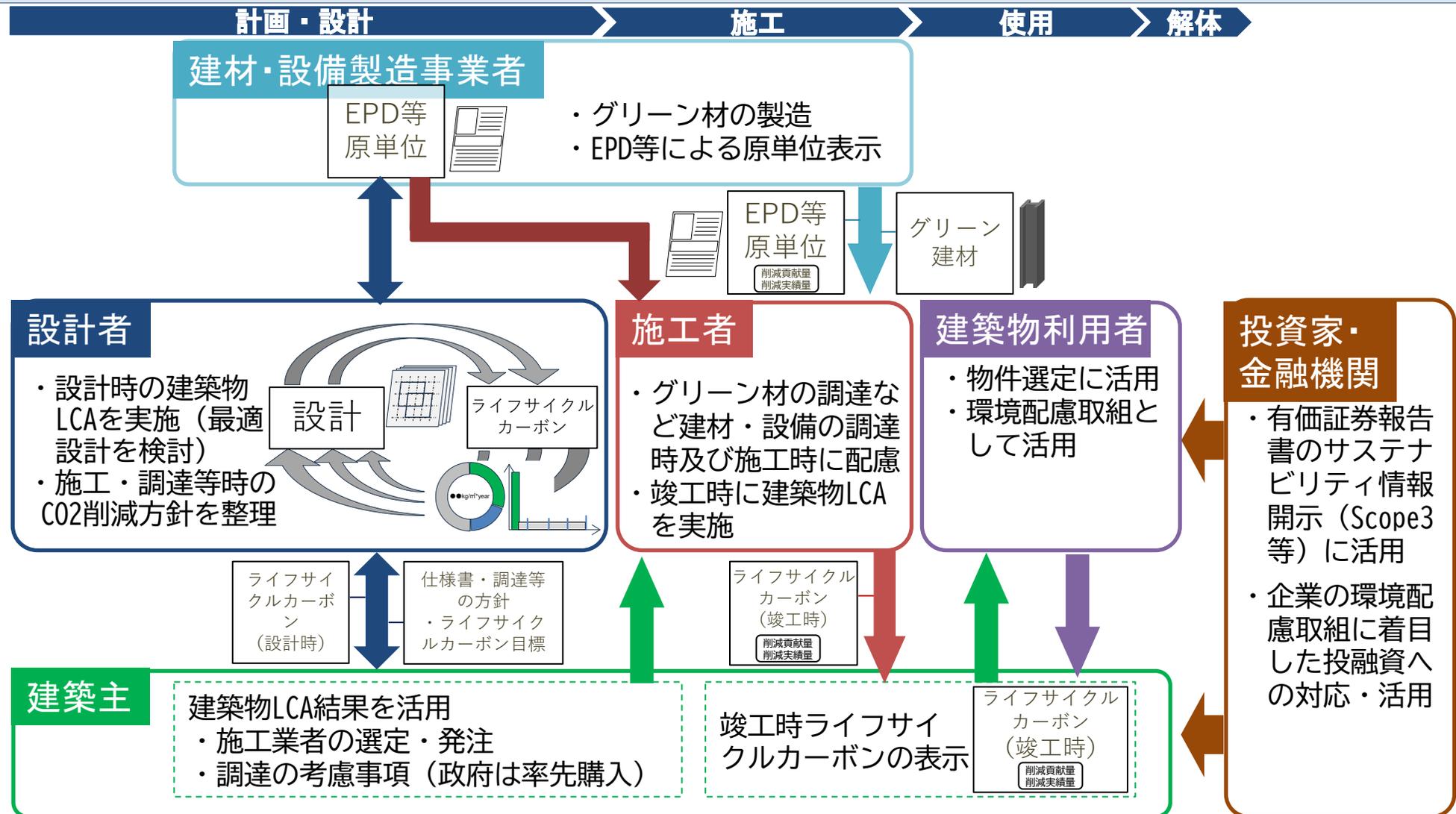
# 1. 建築物LCAの意義・目的

- 建築物は建設時から解体に至るまでの間に大量のCO<sub>2</sub>を排出。その割合は我が国のCO<sub>2</sub>排出量の約4割を占める。
- これまで、建築物使用時のCO<sub>2</sub>排出量削減につながる省エネ化を進めてきたところであるが、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、建築物のライフサイクルを通じたCO<sub>2</sub>排出量（ライフサイクルカーボン）の削減が必要。
- 建築物のライフサイクルカーボンの削減を図るためには、建材等の製造、運搬、施工、使用及び解体に至る一連の中で排出されるCO<sub>2</sub>を把握するライフサイクルアセスメント（LCA）の実施を通じ、建築主、設計者、施工者などの建築生産に係る主体がそれぞれ取組みを進めることが必要。
- また、最終組立品の性格を持つ建築物のライフサイクルカーボンの削減は、建材・設備、それらの素材や原材料に係るCO<sub>2</sub>削減努力の蓄積の結果でもあり、そうした努力が市場で評価されるためにもLCAの実施を進めていくことが必要。
- 加えて、建築物のLCAは、現在検討が進んでいる気候関連情報開示におけるScope 3と密接に関連するもの。
- このように、建築、不動産だけでなく、建材等の製造や金融など幅広い観点を持って建築物LCAは検討する必要があることから、関係省庁連絡会議において、今後の建築物LCAに係る制度の方向性等について基本構想として提示する。
- 関係各省庁においては、この基本構想をもとに、各自所管分野における取組みを進めることとする。

# 2. 目指すべき社会像とアプローチ

## (1) 目指すべき社会像

建材・設備製造事業者、建築主、設計者、施工者、建築物利用者それぞれが行う脱炭素取組を促進し、また、評価される生産プロセス・市場の構築を図ることを通じ、建築物のライフサイクルカーボンの削減を促す。

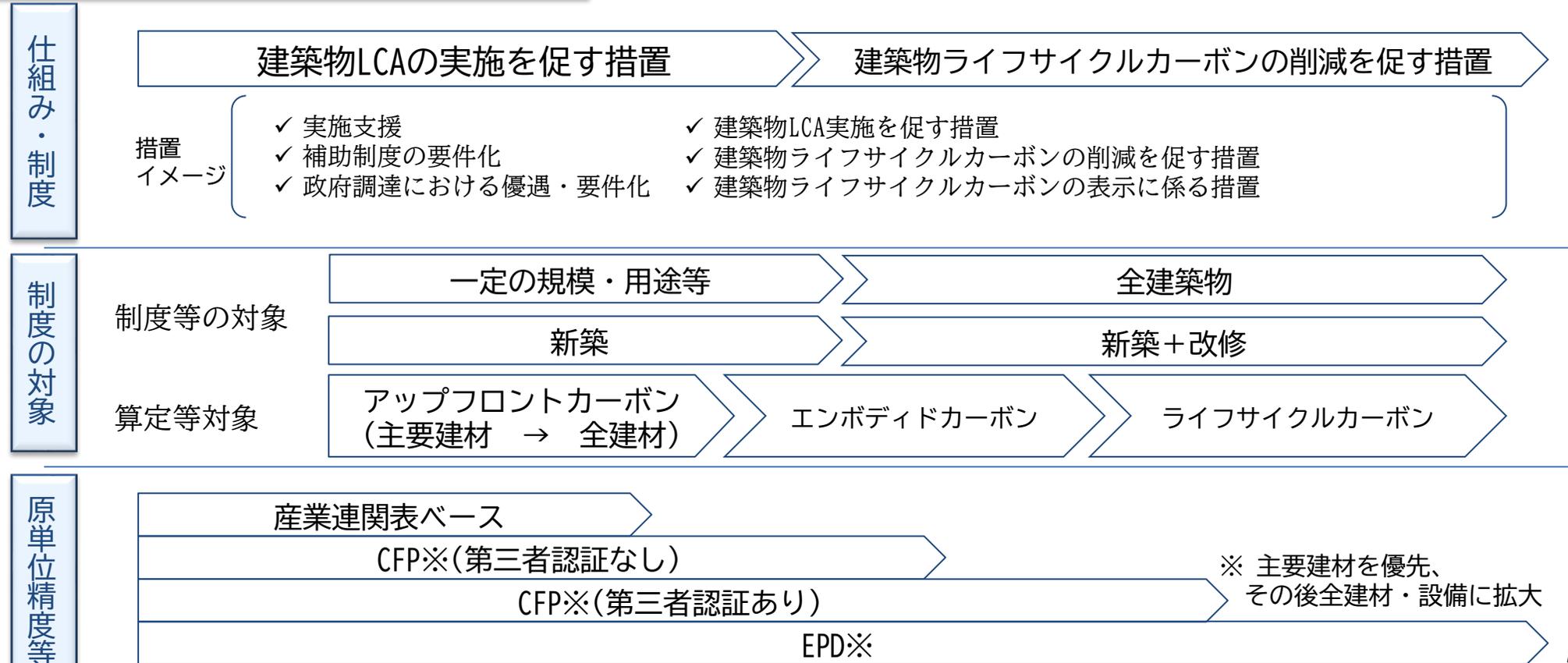


# 2. 目指すべき社会像とアプローチ

## (2) アプローチ

- 建築物LCAは、実施の必要性が高い一方で、設計・建設分野において現状ほとんど行われていない実態、原単位の整備や算定手法の統一化など解決すべき課題も所在。
- このため、建築物のLCAに係る制度・仕組みは、各主体の取組状況や普及状況を踏まえて、段階的に必要な措置の導入を図る。

### 各事項におけるステップイメージ



※ 主要建材を優先、その後全建材・設備に拡大

# 3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組み

## (1) 建築物LCA制度の構築に向けた施策

### 実施が必要な施策

※ 施策の後の省庁名は、検討への参加が想定される主な担当省庁を記載

#### 1. 当面取り組むべき施策

- 建築物LCAの実施を促す措置の検討 経産省 国交省 環境省  
今後実施すべき誘導・規制措置を含む制度の内容・導入スケジュールを検討。その際、設計・建設業界における建築物LCAの実施状況、原単位整備の状況・見込み、海外の取組み状況や気候関連情報開示制度の検討状況を考慮。
- 算定方法の統一化 経産省 国交省 環境省  
建築物LCA算定について、国際基準も踏まえた統一の算定方法の構築（まずはアップフロントカーボン、その後ライフサイクルカーボン<sup>注</sup>）注 HFCsについてもCO2換算した上で算定対象とすることを想定。
- 支援制度の実施 経産省 国交省 環境省  
建築物LCAの実施に対する支援制度を創設・運用
- 建築物LCA結果の蓄積手法の検討 国交省
- 国所有建築物等における建築物LCAの先行実施 文科省 国交省 環境省

#### 2. 継続的・中長期的に取り組むべき施策

- 建築物のLCA結果の蓄積手法の構築 国交省
- 建築物の規模、用途、構造等に応じた標準的なライフサイクルカーボン値等の設定 国交省

# 3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組み

## (2) 算定に用いる原単位の整備

### 実施が必要な施策

※ 施策の後の省庁名は、検討への参加が想定される主な担当省庁を記載

#### 1. 当面取り組むべき施策

- 主要建材及び整備すべき原単位種別の特定 経産省 林野庁 国交省 環境省
  - ・優先して原単位整備に取り組むべき建材・設備種別、建築部位等の特定
  - ・整備すべき原単位種別（業界平均、建材平均、個社・個製品等）を特定
  - ・個社・個製品以外の原単位の粒度（カバーすべき範囲）の特定
- 各業界における原単位整備促進・支援 経産省 林野庁 国交省 環境省

業界や個社による原単位整備が困難な場合の対応方針についても検討
- 原単位データベースのあり方の検討 経産省 国交省

建材・設備製造事業者にとってより上流の素材生産等に係る原単位の把握、設計・施工者にとって算定に活用するための原単位データベースの構築に向けた検討、原単位の国際的な相互認証のあり方の検討
- 原単位を第三者検証等とする体制の整備 国交省

#### 2. 継続的・中長期的に取り組むべき施策

- 原単位データベースの構築 経産省 国交省
- 上記のうちアップフロントカーボン以外に関わる原単位のあり方に係る検討 経産省 国交省 環境省

# 3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組み

## (3) 建築物ライフサイクルカーボンの表示に係る施策

### 実施が必要な施策

※ 施策の後の省庁名は、検討への参加が想定される主な担当省庁を記載

#### 1. 当面取り組むべき施策

- 建築物ライフサイクルカーボンの表示を担保する仕組みの検討 国交省
- 表示方法の統一化 経産省 国交省 環境省  
建築物LCA算定結果について、建材・設備等製造事業者等の削減努力、木材等のCO2固定効果等も含めた統一の表示方法を策定（まずはアップフロントカーボン、その後ライフサイクルカーボン）

#### 4. 制度構築に向け留意が必要な事項

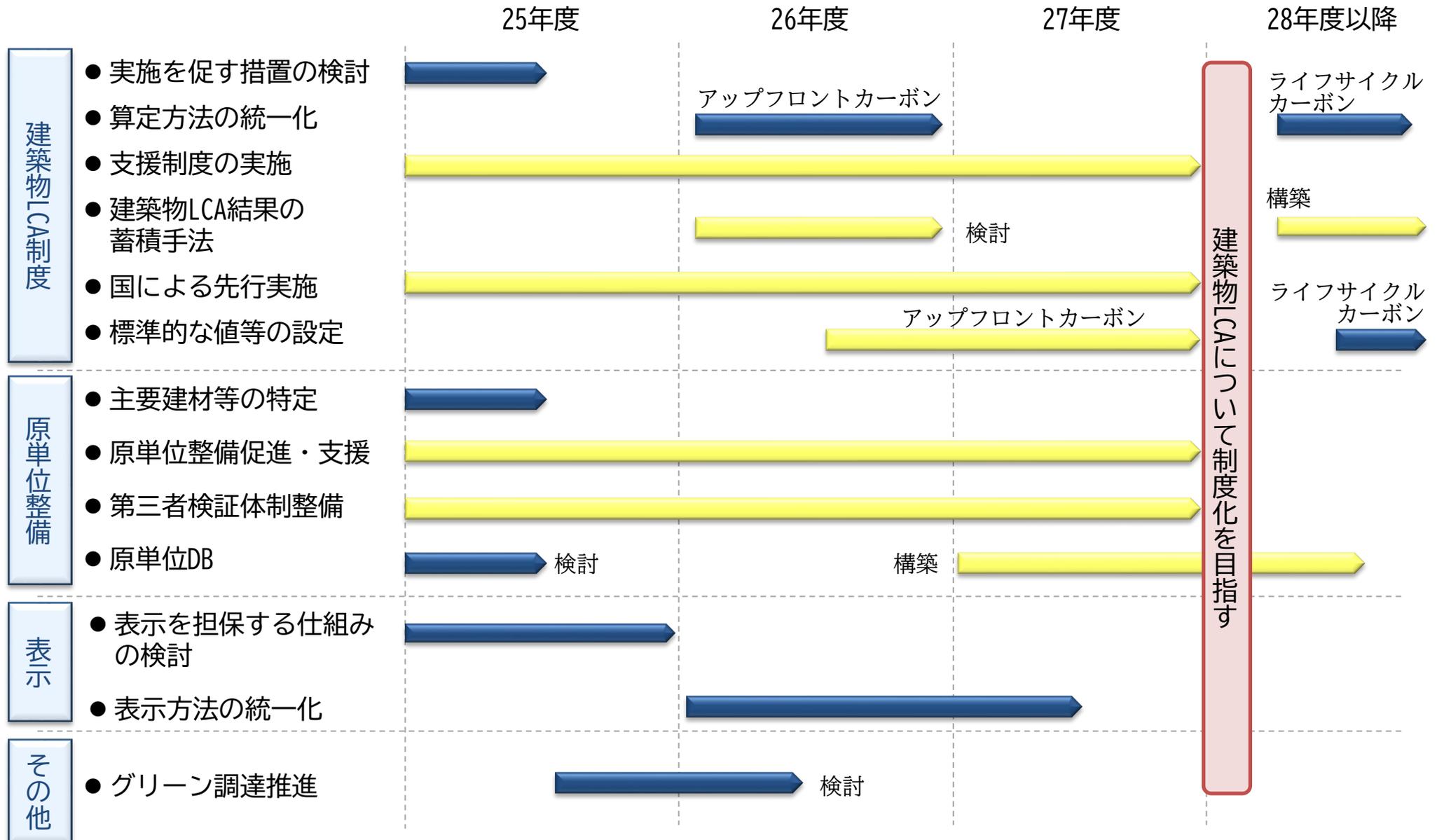
- ✓ 国際整合性
- ✓ 関連制度（温対法に基づくSHK制度、省エネ法に基づく定期報告、フロン排出抑制法に基づく算定漏洩量報告制度等を想定）の参照 経産省 国交省 環境省
- ✓ 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示制度との連携 金融庁

#### 5. 建築物ライフサイクルカーボンの削減に向けたその他の取組み

建材に係るグリーン調達の実施 国交省 環境省

- ✓ 建築物ライフサイクルカーボンの構成割合が大きな建材等に対するグリーン調達の実施を検討

# 6. 今後の検討/施策のロードマップについて



建築物LCAについて制度化を目指す

凡例  
➡ 関連省庁及び学識・業界を交えた検討会において議論を予定  
➡ 実施省庁において検討・実施